



社会福祉法人
和松会

センターだより

令和7年12月22日

第268号

和松会地域福祉センター
菊川市猿渡260-1
TEL0537-73-6525

年末を迎えるこの一年を振り返ってみると、世界情勢に対する不安感、物価上昇と米不足、猛暑が続いた異常気象など数年来続く様々な苦しいこと、辛いニュースが上がってしまいます。大阪万博の盛り上がり、スポーツ選手の海外での活躍など出来るだけ良い思い出を振り返って新年を迎えるといいます。

ご利用頂いている皆様もデイサービスで出来たこと出来なかったことがあったと思われます。今年を振り返り、新たな目標を持ち、新しい年が笑顔の日々となるよう一緒に頑張っていきましょう。

デイサービスでは新しい年を迎える「食事」について進化出来るようにと検討を致しております。福祉施設として提供する食事には、栄養管理、衛生管理、おいしく食事を摂ることによる心身状態の維持につながることが求められていると考えており、金額的には負担の増加とはなってしまいますが生活の中で大きな楽しみとなる食事を提供できるようにしたいと思っております。

カスタマーハラスメント対策の義務化について

令和7年6月11日「労働施策総合推進法」一部改正が行われ、カスタマーハラスメントへの対策を講ずることが義務付けられました。コンビニやスーパーなど様々な場所で啓発ポスターが貼られるようになっていますが、デイサービスなど福祉施設でも同じように対策を講ずることが求められています。介護人材の不足が問題となっている中、当センターとして働きやすい職場づくりに取り組んでまいりますのでご理解ご協力をお願い致します。



利用者・家族との信頼関係のもとに安心安全な環境で質の高い医療・福祉サービスを利用できるようご協力ください。

暴言・暴力・迷惑行為・ハラスメントは固くお断りします。

- ①暴力または乱暴な言動
 - ・人格を否定する言動
 - ・怒鳴る、奇声、大声を発するなど
- ②セクシャルハラスメント
 - ・職員の体を触る、手を触る
 - ・腕を引っぱり抱きしめる
 - ・女性のヌード写真を見せるなど
- ③不当な要求
 - ・誠意を見せろ
 - ・無理な要求など
- ④長時間拘束
 - ・長電話
 - ・居座り
- ⑤SNS等への投稿
 - ・誹謗中傷する書き込み

カスタマーハラスメントとされる例（厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」より）
 身体的な暴言（暴行、脅す）、精神的な暴言（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴行）、威圧的な暴言（士官の要求、職務命令）、威嚇（いじついて）苦情／不適切な行動（不適切な態度、態度）／差別的言動（差別的言動／性別差別）／差別的言動（性別差別）／性別差別（性別差別）

事業所・職員への迷惑行為及びハラスメント等により、サービスの中止や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

年末年始は12/31(水)～1/4(日)がデイサービスセンターの休業日となりますので再度確認をお願いします。

*お休み中も電話連絡は転送電話にて職員が対応できるように致します。

【連絡先】デイサービスTEL0537-73-6525、ケアマネTEL0537-29-7000

12月デイサービスの様子

